

## 令和7年度第1回広島県公務災害補償等認定委員会議事録（概要）

- 1 日 時 令和7年7月29日（火）から8月6日（水）までの間  
（個々の委員に持ち回る方法により開催）
- 2 委 員 野田委員長、西委員、檜山委員、小川委員、杉山委員
- 3 議 題 諮問事案について
- 4 担当部署 広島県総務局福利課補償グループ  
TEL（082）513-2265
- 5 会議の内容

〔諮問事案について〕

次の非常勤職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて審議し、「審議結果」のとおり取り扱うことが適当とされた。

事案番号	被災職員の所属	災害の概要	傷病名	審議結果
1	総務局	統計調査のため対象者宅を訪問し、聞き取り調査を終え立ち去る際に、幅約50cm、高さ約70cmの用水路に架かった幅約40cmの鉄板を渡ろうとしたところ、周囲が暗くなっていたため誤って踏み外し、体の左側から仰向けの形で用水路に落下したものの。	頚椎・腰椎捻挫、右膝関節内血腫、同靭帯損傷、左手挫創	公務上の災害
2	総務局	調査活動中、客体候補の家を探すため辺りを見回しながら移動していたところ、マンホールに滑って転倒し、右手首関節を負傷したものの。	右橈骨頭骨折	公務上の災害
3	総務局	調査活動中、客体候補の家の前の下り坂を降りていたところ、すべって転倒し、負傷したものの。	左第9、10肋骨骨折	公務上の災害
4	健康福祉局	勤務終了後の帰宅中、本通駅のホームに降りるために下りエスカレーターに乗った際に、この日は雨が降っていたことから、エスカレーター中段付近で滑ってバランスを崩し、転倒したものの。	左第3・第4中足骨不全骨折、左膝内側半月板損傷	通勤災害 該当

5	総務局	自転車にて自宅から県庁へ通勤途中、車道から歩道に進路変更した際、歩道縁石との段差に車輪を取られ、転倒したものの。	左鎖骨遠位端骨折、左膝擦過創	通勤災害該当
---	-----	--	----------------	--------